

香芝市ケアプランガイド

香芝市介護福祉課

令和 7 年 10 月

<はじめに>

介護保険でのサービス利用にあたり介護度やサービス内容によって介護保険が給付されない場合があります。

ケアプランの内容について確認していただき、例外給付については届出が必要ですので、書類を添えて介護福祉課まで提出してください。

市町村によって利用できるサービスが異なったり、個々のケースの場合によっては保険給付の対象外となることがありますので、御了承下さい。できれば事前の確認をお勧めします。

<例外給付の種類> * 詳細は後述を参照下さい。

- 1 同居家族がいる場合の生活援助
- 2 生活援助中心型訪問介護サービス
- 3 軽度者に対する福祉用具貸与
- 4 半数を超える短期入所利用
- 5 院内介助の算定
- 6 福祉用具同一品目複数貸与
- 7 訪問によるリハビリテーションと通所系サービスの併用

<例外給付の提出書類>

P 7 表のとおり

<例外給付提出書類の提出時期>

- 1 サービス開始時
- 2 介護認定の更新時
- 3 例外給付 4 の「半数を超える短期入所利用」についてはサービス利用票（第 7 表）の右上にある「前月までの短期入所利用日数」を確認し、要介護認定有効期間の概ね半数を超えると見込まれる月の前月末まで

*全てのケースにおいて、必ず利用開始前に提出してください。

*サービス担当者会議を開催し経過観察と評価を行い、必要性について検討してください。

<例外給付についての詳細>

1 同居家族がいる場合の生活援助

(1) 届出が必要なケース

- ア 同居家族が障害、疾病等（要介護認定を有する場合は除く）のために家事を行うことが困難な場合
- イ 適切なケアマネジメントにより判断し、同居の家族等がやむを得ない理由により家事を行うことが困難な場合

(2) 留意事項

継続利用の場合、利用者の心身の状態と、家族の意向や介護状況等を踏まえて検討してください。

2 生活援助中心型訪問介護サービス

(1) 届出が必要なケース

要介護度別に最大値となる月の回数を用いることとし、要介護状態区分に応じて1か月当たり下記に示す回数に達する場合

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

3 軽度者に対する福祉用具貸与

(1) 届出が必要なケース

軽度者（要支援1、要支援2、要介護1）で厚生労働省が定める状態像（「利用者等告示第31号のイの状態」下記の①から③）に該当する可能性があり、対象外種目の貸与が必要と判断され、認定調査の結果で条件に該当しない場合

(必ず相談後に、軽度者に対する福祉用具の対象外種目に係る医師への照会を取得し、提出すること)

- ① 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
- ② 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者
- ③ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当

(2) 留意事項

- ア 要介護認定の更新後、要介護度が軽度者（要支援1、要支援2、要介護1）になった場合、再度、福祉用具貸与の必要性を検討していただいた上で上記①から③により必要と判断された場合のみの申請をお願いします。
- イ 「自動排泄処理装置」については要介護2、要介護3の者についても軽度者に該当します。

4 半数を超える短期入所利用

(1) 届出が必要なケース

短期入所サービスを要介護認定有効期間のおおむね半数を超えて利用する場合

(2) 留意事項

- ア 認定の有効期間が36か月間の利用者は12か月間を超えた時点で申請が必要です。
- イ 短期入所生活介護及び短期入所療養介護は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであることから、短期入所サービスを長期間に亘って利用継続する場合は、利用者の心身の状況及び家族等の意向と介護の状況等を踏まえた検討が必要です。

5 院内介助の算定

(1) 届出が必要なケース

病院等の医療機関において、病院スタッフが対応できない場合

(2) 留意事項

医療機関内における介助は、基本的には医療機関に属するスタッフが対応すべきであることから、院内介助を介護保険における訪問介護で提供する場合は、何故、医療機関における対応ができないのかを明確化することが重要です。また、サービス提供を行うにあたり提供時間を考える場合は当然のことながら、利用者に対し直接処遇を行った時間となるため、待機時間が生じる場合であっても、その時間は除外した上で算定を行うこととなります。

6 福祉用具同一品目複数貸与

(1) 届出が必要なケース

同じ目的で使用する福祉用具を複数レンタルする場合

(2) 留意事項

- ア 更新の届出を行う場合は、利用者の身体状況を観察、評価し、評価に基づいたサービス担当者会議を開催すること。
- イ 利用者の身体状況を評価する際は、理学療法士等の介入が望ましい。
- ウ ケアプラン作成に当たり、利用者の心身の状況及び家族等の意向と介護の状況等を踏まえた検討を行い、代替するサービス等がないと判断されるなど、十分な話し合いを行うことが必要です。

7 訪問によるリハビリテーションと通所系サービスの併用

(1) 届出が必要なケース

通所できる利用者が、訪問によるリハビリテーション（訪問看護によるリハビリテーションも含む）を利用する場合

(2) 留意事項

- ア 短期目標はおおむね3か月とし、短期目標終了前に利用者の身体状況を観察、評価し、評価に基づいたサービス担当者会議を開催すること。
- イ 利用者の身体状況を評価する際は、理学療法士等の介入が望ましい。

- ウ ケアプラン作成に当たり、利用者的心身の状況及び家族等の意向と介護の状況等を踏まえた検討を行い、代替するサービス等がないと判断されるなど、十分な話し合いを行うことが必要です。
- エ 医療系サービスの利用にあたっては主治医と協議し、サービス事業所間での連携を図ることで目標を共有し、自立に向けてのプランを実施してください。

<暫定プランについて>

事前に相談や書類の提出は不要です。

ただし、サービス計画届出書（要介護と想定し作成すること）は、必ずサービス開始時までに提出してください。

なお、サービスの暫定利用については、認定の度合いによっては自費利用となることを利用者に説明し、同意を得てください。

<介護保険給付 Q&A>

Q1 医療保険を利用して訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションを併用することは可能ですか。

A 特定疾患等、医師が必要性を認めた場合は一定期間、併用することは可能になりますが、医療保険制度の変更によって介護認定を受けている者は医療保険と介護保険の併用ができなくなったため、医療保険適用の確認を行ってください。

Q2 同じ敷地内に家族の家がある場合は同居親族になりますか。

A 同じ敷地に建っていても、一度玄関を出なければ家に入れない場合は同居親族となりません。

二世帯住宅でも自宅内がドア等で繋がっていない場合は同居親族となります。

同居している家族が世帯分離している場合は、世帯や所帯が別であっても同居親族となります。

基本的には住民票で確認を行うため、居住実態がない場合でも、同居親族と判断します。

Q3 同居する親族が就労のため介護ができない場合は、申請を行えば生活援助の算定ができますか。

A 同居親族の人数や就労状況により算定を許可できる場合があります。また、同居親族の就労状況を確認する書類の提出を求める事もあるので、御家族に確認をお願いします。

Q4 同居親族が知的障害や精神疾患等の場合でも生活援助の算定は可能ですか。

A 治療が必要な状況や家事が行えない状況が確認できれば届出を行い、許可されることもあります。必要に応じて医師の診断書等を提出求める事があるので、御家族に確認をお願いします。

例外給付の提出書類

ケース内容		書例外給付に関する届出	(居1)宅(サ1)第ビ1ス表計～画書	(居2)宅(サ2)第ビ2ス表計～画書	要サ点(サービス第4担表当者)会議の	(サ16ビス)利用票	(サ17ビス)利用票別表	その他
1	同居家族がいる場合の生活援助	<input type="radio"/>						
2	生活援助中心型訪問介護サービス	<input type="radio"/>						
3	軽度者に対する福祉用具貸与	<input type="radio"/>	※(必ず相談後に取得し、提出すること) 軽度者に対する福祉用具の対象外種目に係る医師への照会					
4	半数を超える短期入所利用	<input type="radio"/>						
5	院内介助の算定	<input type="radio"/>						
6	福祉用具同一品目複数貸与	<input type="radio"/>						
7	訪問によるリハビリテーションと通所系サービスの併用	<input type="radio"/>						
8	暫定プラン (新規)							サービス開始前に、居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(介護認定として)提出すること
9	暫定プラン (区変)							サービス開始前に、居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(介護認定として)提出すること